

# 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

## 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- a. IT 実装支援（協力工事店向けの CCUS（建設キャリアアップシステム）を現場に整備し、技能者の能力・経験等に応じた適正な処遇改善につなげるとともに、技能者を雇用し育成する企業が伸びていける業界環境を造り、若い世代が安心して働き続けられる建設業界の構築に取り組んでいます。）
- b. グリーン化の取組み（ICT 建設機械の導入・運用を図り、建設現場の生産性向上させ重機車両の稼働時間を低減させることで燃料消費量の抑制、及び CO2 排出量の削減による環境負荷低減に取り組んでいます。）

## 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、加えて、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

### ①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

### ②手形などの支払条件

下請代金の支払いは、これまで通り現金で支払います。

### ③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

#### ④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

#### 3. その他（任意記載）

当社のつくりだすモノは、誰かの暮らしを支え、地域インフラを整備することに貢献しています。規模の大きい仕事ほど責任も重くなり、地域住民の生命や財産を守ることに繋がり、それは社員のやりがいにも繋がります。一方で大規模な仕事をおこなうためには、地域住民の方の支えが必要不可欠です。地域に尽くし、地域の愛される。その循環が安心安全な地域の創造につながるように持続可能なサプライチェーンの構築に取り組みます。

2025年5月8日

株式会社 緒方建設  
企 業 名

代表取締役 緒方 公一  
役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。